

西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則  
制定の件

西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により平成31年3月29日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

平成31年4月10日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則（平成26年西宮市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「負担する額」の次に、「（条例第3条第1項第1号に限る）」を加える。

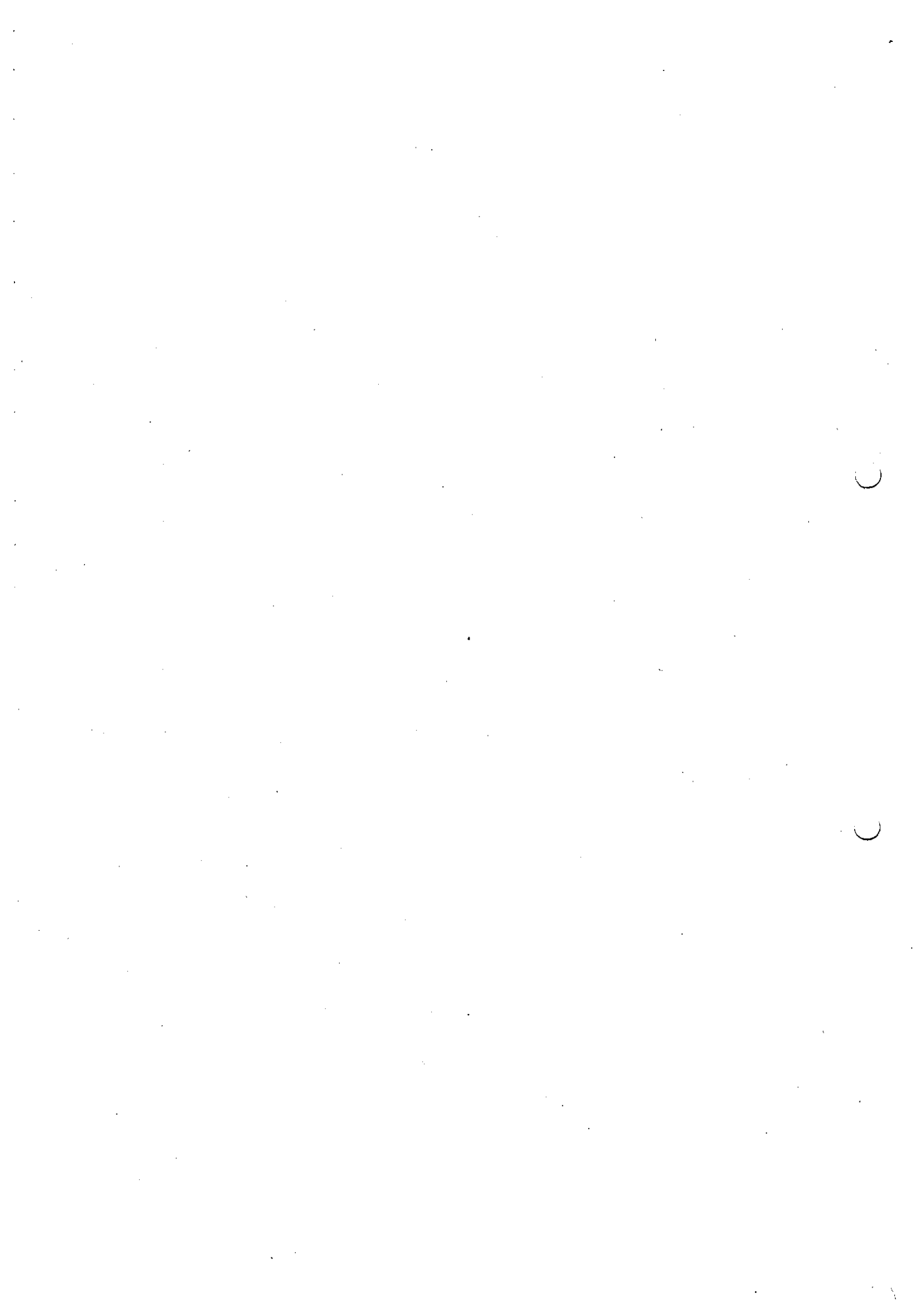
付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

西宮市立幼稚園において受ける教育に要する費用徴収条例の改正に伴う改正を行うため



西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立幼稚園において受ける教育に要する費用徴収条例（平成26年西宮市条例第29号。以下「条例」という。）に基づき西宮市立幼稚園を利用する支給認定幼児の保護者が負担する額及びその徴収について必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号、第28条第2項第1号及び第3号に規定する当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額として次条に定める額をいう。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、別表に掲げる利用者の区分に応じ定める額とする。</p> <p>2 支給認定保護者が本市住民以外の者である場合の利用者負担額については、前項の規定にかかわらず、教育長が別に定める額とする。</p> <p>(支給認定保護者の属する世帯の階層区分の認定の通知等)</p> <p>第4条 教育委員会は、支給認定保護者の属する世帯の階層区分を認定したときは、当該支給認定保護者にその旨を通知する。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による認定に当たっては、当該支給認定保護者から課税額を証する資料その他の当該認定に必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定により階層区分を認定した世帯に属する者について、収入の著しい変動その他特別の事情があったと認めるときは、当該世帯の階層区分の認定を変更し、当該支給認定保護者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(徴収期日)</p> <p>第5条 利用者負担額は、各月の末日（12月にあつては30日。これらの日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときはその翌日）までに徴収する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、西宮市立幼稚園において受ける教育に要する費用徴収条例（平成26年西宮市条例第29号。以下「条例」という。）に基づき西宮市立幼稚園を利用する支給認定幼児の保護者が負担する額（<u>条例第3条第1項第1号に限る</u>）及びその徴収について必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「利用者負担額」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号、第28条第2項第1号及び第3号に規定する当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額として次条に定める額をいう。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、別表に掲げる利用者の区分に応じ定める額とする。</p> <p>2 支給認定保護者が本市住民以外の者である場合の利用者負担額については、前項の規定にかかわらず、教育長が別に定める額とする。</p> <p>(支給認定保護者の属する世帯の階層区分の認定の通知等)</p> <p>第4条 教育委員会は、支給認定保護者の属する世帯の階層区分を認定したときは、当該支給認定保護者にその旨を通知する。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による認定に当たっては、当該支給認定保護者から課税額を証する資料その他の当該認定に必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定により階層区分を認定した世帯に属する者について、収入の著しい変動その他特別の事情があったと認めるときは、当該世帯の階層区分の認定を変更し、当該支給認定保護者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(徴収期日)</p> <p>第5条 利用者負担額は、各月の末日（12月にあつては30日。これらの日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときはその翌日）までに徴収する。</p>

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、利用者負担額及びその徴収に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に在園する5歳児(平成27年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。)の利用者負担については、この規則の規定は、適用しない。
- 3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に在園する4歳児(平成27年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。)の利用者負担、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する4歳児(平成28年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。)若しくは5歳児(平成28年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。)の利用者負担又は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に在園する5歳児(平成29年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。)の利用者負担の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。ただし、同条第4項から6項の規定の適用については、この限りでない。

各月初日の幼児の保護者の属する世帯の階層区分	平成27年4月	平成28年4月
階層区分	1日から平成28年3月31日までの間に在園する4歳児の利用者負担及び平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する5歳児の利用者負担及び平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に在園する5歳児の利用	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する4歳児の利用者負担及び平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に在園する5歳児の利用

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、利用者負担額及びその徴収に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
- 2 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に在園する5歳児(平成27年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。)の利用者負担については、この規則の規定は、適用しない。
- 3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に在園する4歳児(平成27年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。)の利用者負担、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する4歳児(平成28年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。)若しくは5歳児(平成28年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。)の利用者負担又は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に在園する5歳児(平成29年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。)の利用者負担の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。ただし、同条第4項から6項の規定の適用については、この限りでない。

各月初日の幼児の保護者の属する世帯の階層区分	平成27年4月	平成28年4月
階層区分	1日から平成28年3月31日までの間に在園する4歳児の利用者負担及び平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する5歳児の利用者負担及び平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に在園する5歳児の利用	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する4歳児の利用者負担及び平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に在園する5歳児の利用

		者に負担 (月額)	に在園する5歳児の利用者負担 (月額)
I	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	0円	0円
II 1	当該年度分の市町 住民税所得割非課 税世帯 (Iの項の階 層区分に該当する 世帯を除く。)	0円	0円
II 2	母子及び父子又は それに準じる世帯 II 1の項の階層区 分に該当する世帯 を除く。	1,800円	2,000円
III 1	当該年度分の市町 住民税所得割の額 が59,500円以 下の世帯	4,700円	4,700円
III 2	当該年度分の市町 住民税世帯 (Iの 項、II 1の項又はII 2の項の階層区分 に該当する世帯を 除く。)	6,400円	7,600円
IV 1	当該年度分の市町 住民税所得割の額 が77,101円以 上144,900円 以下の世帯	11,400円	12,900円

		者に負担 (月額)	に在園する5歳児の利用者負担 (月額)
I	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯	0円	0円
II 1	当該年度分の市町 住民税所得割非課 税世帯 (Iの項の階 層区分に該当する 世帯を除く。)	0円	0円
II 2	母子及び父子又は それに準じる世帯 II 1の項の階層区 分に該当する世帯 を除く。	1,800円	2,000円
III 1	当該年度分の市町 住民税所得割の額 が59,500円以 下の世帯	4,700円	4,700円
III 2	当該年度分の市町 住民税世帯 (Iの 項、II 1の項又はII 2の項の階層区分 に該当する世帯を 除く。)	6,400円	7,600円
IV 1	当該年度分の市町 住民税所得割の額 が77,101円以 上144,900円 以下の世帯	11,400円	12,900円

IV2	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が144,901円 以上211,200 円以下の世帯	12,800円	15,600円
V1	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が211,201円 以上377,100 円以下の世帯	13,200円	16,500円
V2	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が377,101円 以上の世帯	13,700円	17,400円

4 前項の規定にかかわらず、市町村民税所得割の額が377,100円を超える世帯の別表第4項から第6項の規定の適用に係る第2子の利用負担額については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に在園する4歳児（平成27年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。）及び平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する5歳児（平成28年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。）は、月額10,200円、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する4歳児（平成28年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。）及び平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に在園する5歳児（平成29年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。）は、月額10,400円とする。

別表（第2条関係）

各月初日の幼児の保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層 区分	定義	

IV2	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が144,901円 以上211,200 円以下の世帯	12,800円	15,600円
V1	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が211,201円 以上377,100 円以下の世帯	13,200円	16,500円
V2	当該年度分の市町 村民税所得割の額 が377,101円 以上の世帯	13,700円	17,400円

4 前項の規定にかかわらず、市町村民税所得割の額が377,100円を超える世帯の別表第4項から第6項の規定の適用に係る第2子の利用負担額については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に在園する4歳児（平成27年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。）及び平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する5歳児（平成28年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。）は、月額10,200円、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に在園する4歳児（平成28年3月31日において満4歳に達している幼児をいう。）及び平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に在園する5歳児（平成29年3月31日において満5歳に達している幼児をいう。）は、月額10,400円とする。

別表（第2条関係）

各月初日の幼児の保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層 区分	定義	

I	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給給付受給世帯	0円	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給給付受給世帯	I	0円
II 1	当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯(Ⅰの項の階層区分に該当する世帯を除く。)	0円	母子及び父子又はそれに準じる世帯	II 1	母子及び父子又はそれに準じる世帯
II 2	当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯(Ⅰの項の階層区分に該当する世帯を除く。)	2,300円	Ⅱ1の項の階層区分に該当する世帯を除く	II 2	Ⅱ1の項の階層区分に該当する世帯を除く
III 1	当該年度分の市町村民税所得割の額が59,500円以下の世帯	4,700円	当該年度分の市町村民税所得割の額が59,500円以下の世帯	III 1	当該年度分の市町村民税所得割の額が59,500円以下の世帯
III 2	当該年度分の市町村民税所得割の額が59,501円以上77,100円以下の世帯	8,800円	当該年度分の市町村民税所得割の額が59,501円以上77,100円以下の世帯	III 2	当該年度分の市町村民税所得割の額が59,501円以上77,100円以下の世帯
IV 1	当該年度分の市町村民税課税世帯(Ⅰの項、Ⅱ1の項又はⅡ2の項の階層区分に該当する世帯を除く。)	14,400円	当該年度分の市町村民税所得割の額が77,101円以上144,900円以下の世帯	IV 1	当該年度分の市町村民税所得割の額が77,101円以上144,900円以下の世帯
IV 2	当該年度分の市町村民税所得割の額が44,901円以上211,200円以下の世帯	18,500円	当該年度分の市町村民税所得割の額が44,901円以上211,200円以下の世帯	IV 2	当該年度分の市町村民税所得割の額が44,901円以上211,200円以下の世帯
V 1	当該年度分の市町村民税所得割の額が211,201円以上377,100円以下の世帯	19,800円	当該年度分の市町村民税所得割の額が211,201円以上377,100円以下の世帯	V 1	当該年度分の市町村民税所得割の額が211,201円以上377,100円以下の世帯
V 2	当該年度分の市町村民税所得割の額が377,101円以上の世帯	21,100円	当該年度分の市町村民税所得割の額が377,101円以上の世帯	V 2	当該年度分の市町村民税所得割の額が377,101円以上の世帯

備考

1 この表において市町村民税所得割の額は、支給認定保護者及び当該支給給付認定保護者と同一の世帯に属する者(教育長が定める家計の主事者に限る。以下同じ。)についての西

備考

1 この表において市町村民税所得割の額は、支給認定保護者及び当該支給給付認定保護者と同一の世帯に属する者(教育長が定める家計の主事者に限る。以下同じ。)についての西

<p>宮 市立幼稚園において受ける教育（以下「幼稚園教育」という。）のあった月の属する年度</p> <p>(幼 稚園教育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度。次項において同じ) 分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規</p> <p>規 定によって課する所得割を除く。）のそれぞれの額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額とする。）を合算した額とする。</p> <p>2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属するものが次の各号のいずれかに該当する場合は、これらの者を幼稚園教育が行われた月の属する年度分の市民税の賦課期日（地方税法第318条に規定する賦課期日という。以下この項において同じ。）に</p> <p>おいて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、所得割を計算する。</p> <p>(1) 幼稚園教育が行われた月の属する年度分の賦課期日において、指定都市の区域内に住所を有していたとき（地方税法第737条の2第2項の規定の適用を受ける場合を除く。）。</p> <p>(2) 幼稚園教育が行われた月の属する年度分の賦課期日において、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた場合であって、地方税法第737条の2第1項の規定の適用を受けるとき。</p> <p>3 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2項に規定する男子に該当する者であ</p>	<p>宮 市立幼稚園において受ける教育（以下「幼稚園教育」という。）のあった月の属する年度</p> <p>(幼 稚園教育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度。次項において同じ) 分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規</p> <p>規 定によって課する所得割を除く。）のそれぞれの額（同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額とする。）を合算した額とする。</p> <p>2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属するものが次の各号のいずれかに該当する場合は、これらの者を幼稚園教育が行われた月の属する年度分の市民税の賦課期日（地方税法第318条に規定する賦課期日という。以下この項において同じ。）に</p> <p>おいて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、所得割を計算する。</p> <p>(1) 幼稚園教育が行われた月の属する年度分の賦課期日において、指定都市の区域内に住所を有していたとき（地方税法第737条の2第2項の規定の適用を受ける場合を除く。）。</p> <p>(2) 幼稚園教育が行われた月の属する年度分の賦課期日において、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた場合であって、地方税法第737条の2第1項の規定の適用を受けるとき。</p> <p>3 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2項に規定する男子に該当する者であ</p>
---	---



ることその他の教育長が定める要件に該当する場合は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなしてこの表の規定を適用する。

4 この表Ⅱ1の項の階層区分に該当する世帯とは、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が幼稚園教育のあった月において要保護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。))第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。)に該当する場合をいう。

5 前項に規定する要保護者等のうち、この表のⅢ1の項の階層区分に該当する世帯における利用者負担額は、この表に規定する利用者負担額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とし、Ⅲ2の項の階層区分に該当する世帯における利用者負担額は、3,000円とする。

6 前2項の規定にかかわらず、負担額算定基準子ども(令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合における支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定幼児が受けた幼稚園教育の利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる支給認定幼児 この表に規定する利用者負担額(前項の規定に該当するときは、同項の規定により算定される額)に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)
- ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子ども(令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。以下同じ。)
- アが1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである幼児のうち最年長者をいう。以下同じ。)である教育認定幼児

ることその他の教育長が定める要件に該当する場合は、当該支給認定保護者を地方税法第292条第1項第11号に定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなしてこの表の規定を適用する。

4 この表Ⅱ1の項の階層区分に該当する世帯とは、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が幼稚園教育のあった月において要保護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。))第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。)に該当する場合をいう。

5 前項に規定する要保護者等のうち、この表のⅢ1の項の階層区分に該当する世帯における利用者負担額は、この表に規定する利用者負担額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とし、Ⅲ2の項の階層区分に該当する世帯における利用者負担額は、3,000円とする。

6 前2項の規定にかかわらず、負担額算定基準子ども(令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合における支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定幼児が受けた幼稚園教育の利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる支給認定幼児 この表に規定する利用者負担額(前項の規定に該当するときは、同項の規定により算定される額)に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)
- ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第3学年修了前子ども(令第14条に規定する小学校第3学年修了前子どもをいう。以下同じ。)
- アが1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである幼児のうち最年長者をいう。以下同じ。)である教育認定幼児

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである幼児のうち最年長者をいう。以下同じ。）である満3歳以上保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが幼児の場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定幼児

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定幼児 零

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定幼児

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定幼児

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定幼児

7 前3項の規定にかかわらず、特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定幼児が受けた幼稚園教育の利用者負担額は、当該年度分の市民税所得割の額が77,101円未満（満3歳以上保育認定子どもが受けた幼稚園教育にあっては、57,700円未満）の世帯であるときは、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定幼児 この表に規定する利用者負担額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである幼児のうち最年長者をいう。以下同じ。）である満3歳以上保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）

ウ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが幼児の場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定幼児

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定幼児 零

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもが2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定幼児

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第3学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定幼児

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定幼児

7 前3項の規定にかかわらず、特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合における支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定幼児が受けた幼稚園教育の利用者負担額は、当該年度分の市民税所得割の額が77,101円未満（満3歳以上保育認定子どもが受けた幼稚園教育にあっては、57,700円未満）の世帯であるときは、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定幼児 この表に規定する利用者負担額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）

(この表のⅡ2の項の階層区分に該当する世帯に係る支給認定子どもにあつては、零)

- ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち幼児以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定幼児
- イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が幼児の場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定幼児
- (2) 次のアからウまでに掲げる支給認定幼児 零
- ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに幼児以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定幼児
- イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに幼児以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定幼児
- ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定幼児

8 第4項及び第5項の規定に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「77,101円未満(満3歳以上保育認定子どもが受けた幼稚園教育にあつては、57,700円未満)」とあるのは「77,101円未満」と、「それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。

9 月の途中に幼稚園教育の利用を開始し、又は終了した場合及び病気その他のやむを得ない理由により利用しなかつた場合(西宮市立の幼稚園園事規則(昭和36年度西宮市教育委員会規則第19号)第6条第2項に規定する休園の許可を得た場合に限る。)におけるその月の利用者負担額は、この表に定める額(第3項から前項までの規定の適用があるときは、それぞれ当該各項の規定により算定される額)を20で除して得た額に、利用可能日数(当該月内における当該幼稚園教育の利用を開始した日以後又は当該幼稚園教育の利用を終了した日以前に当該幼稚園教育の利用が可能であつた日数をいい、当該日数が20日を超える場合は20日とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とし、休園の許可を得た期間が全月にわたる場

(この表のⅡ2の項の階層区分に該当する世帯に係る支給認定子どもにあつては、零)

- ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち幼児以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定幼児
- イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が幼児の場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定幼児
- (2) 次のアからウまでに掲げる支給認定幼児 零
- ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに幼児以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定幼児
- イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに幼児以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定幼児
- ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定幼児

8 第4項及び第5項の規定に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「77,101円未満(満3歳以上保育認定子どもが受けた幼稚園教育にあつては、57,700円未満)」とあるのは「77,101円未満」と、「それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。

9 月の途中に幼稚園教育の利用を開始し、又は終了した場合及び病気その他のやむを得ない理由により利用しなかつた場合(西宮市立の幼稚園園事規則(昭和36年度西宮市教育委員会規則第19号)第6条第2項に規定する休園の許可を得た場合に限る。)におけるその月の利用者負担額は、この表に定める額(第3項から前項までの規定の適用があるときは、それぞれ当該各項の規定により算定される額)を20で除して得た額に、利用可能日数(当該月内における当該幼稚園教育の利用を開始した日以後又は当該幼稚園教育の利用を終了した日以前に当該幼稚園教育の利用が可能であつた日数をいい、当該日数が20日を超える場合は20日とする。)を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とし、休園の許可を得た期間が全月にわたる場

合におけるその月の利用者負担額は、零とする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成30年9月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の西宮市立幼稚園利用者負担額に関する規則の規定により徴収した利用者負担額については、その全部を支給認定幼児の保護者に還付する。

合におけるその月の利用者負担額は、零とする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

## 西宮市立幼稚園において受ける教育に要する費用徴収条例

(平成26年12月18日)

(西宮市条例第29号)

### (目的)

第1条 この条例は、西宮市立幼稚園において受ける教育に要する費用（以下「費用」という。）の徴収について、必要な事項を定める。

### (費用の徴収)

第2条 費用は、在園する幼児の保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する保護者をいう。）から徴収する。

### (費用の額)

第3条 費用の額は、次のとおりとする。

(1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育を受けたとき 同条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に第1条に規定する教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に同条に規定する教育に要した費用の額）

(2) 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動を受けたとき 1回につき300円を超えない範囲内で教育委員会が定める額

2 前項第2号の費用については、回数券を発行することができるものとし、その額は、同号に規定する額に当該回数券の使用回数に乗じて得た額を超えない範囲内で、教育委員会規則で定める。

### (補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、費用の徴収に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 付 則

1 この条例は、法の施行の日又は平成27年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から施行日の属する年度の末日までの間（施行日が平成27年4月2日から平成28年3月31日までの間のいずれの日である場合にあつては、同年4月1日から平成29年3月31日までの間）に在園する5歳児（施行日の前日（施行日が平成27年4月2日から平成28年3月31日までの間のいずれの日である場合にあつては、同日）において満5歳に達している幼児をいう。）（施行日が平成27年4月2日から平成28年3月31日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日から平成28年3月31日までの間に在園する幼児を含む。）に係る費用については、改正後の西宮市立幼稚園において受ける教育に要する費用徴収条例の規定は適用せず、改正前の西宮市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、なおその効力を有する。

